

公 示

道路運送法第27条第4項の規定に基づく輸送の安全確保命令
及び旅客の利便確保命令の発動基準について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第27条第4項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者に対し、輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）及び旅客の利便を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「旅客の利便確保命令」という。）を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。

令和8年1月5日

四国運輸局長 田村 顕洋

記

1. 法第27条第4項の「輸送の安全が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

- (1) 「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月27日付け、四運自公第8号。以下「乗合の処分基準」という。）、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月29日付け、四運自公第25号。以下「貸切の処分基準」という。）及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け四運自公第23号。以下「乗用の処分基準」という。）による事業者単位での違反点数の累計が20点超である事業者（当該違反点数の中に輸送の安全確保に関する違反（法第22条の2第1項、第4項及び第6項、第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに法第27条第3項の規定に基づく旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第14条、第15条（第3号に係るものを除く。）、第20条から第22条第1項まで、第23条から第28条の2まで、第35条及び第36条まで、第37条第1項及び第2項まで、第38条、第41条、第42条第2項（第52条第15号並びに第53条第5号及び第6号に係るものを除く。）、第43条、第45条から第47条まで並

びに第48条の2から第48条の4第1項までの規定に係る違反をいう。以下同じ。)によるものを含まない場合を除く。)であって、乗合の処分基準1.(10)及び乗用の処分基準1.(11)に基づく出頭要請を拒否し、又は事業の改善状況の報告を行わない者が、出頭要請から1年以内に再度法第40条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行った場合。

- (2) 輸送の安全確保に関する違反に伴い死亡事故又は重傷事故を惹起した事業者が、過去3年間以内に法第40条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行っていた場合。
- (3) 輸送の安全確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合。
- (4) 安全管理規程の遵守を怠り死亡事故又は重傷事故を惹起した安全管理規程の設定及び安全統括管理者の選任義務付け事業者が、過去3年間以内に法第40条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行っていた場合。
- (5) 法第23条の規定に基づく運行管理者が、選任すべき数を満たしていない場合(選任している運行管理者が、1月以上不在となっている場合を含む。)又は法第23条の3の規定に基づき運行管理者資格者証の返納を命ずることにより選任すべき数を満たさなくなる場合。
- (6) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条の規定に基づく整備管理者が選任されていない場合又は同法第53条の規定に基づき整備管理者の解任を命ずることにより整備管理者が存在しなくなる場合。
- (7) タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第2条第6項の特定指定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者(以下「個人タクシー事業者」という。)の業務上の行為により運輸規則上の輸送の安全確保に関する違反で文書警告以上の行政処分等を行った場合。
- (8) 乗合の処分基準及び貸切の処分基準に定める次のいずれかに該当する場合。
 - (ア) 3.(4)ただし書きによる処分を行う場合。
 - (イ) 乗合の処分基準3.(6)ただし書きに該当する場合。
 - (ウ) 4.(4)により、自動車等の使用停止処分を行う場合。
 - (エ) 5.(1)ただし書きにより自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行う場合。
- (9) 乗用の処分基準に定める次のいずれかに該当する場合。
 - (ア) 3.(5)ただし書きによる処分を行う場合。
 - (イ) 4.(4)により、自動車等の使用停止処分を行う場合。
 - (ウ) 5.(3)により、自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行う場合。
 - (エ) 6.(1)ただし書きにより自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行う場合。
- (10) 次のいずれかに該当する場合。
 - (ア)「自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について」(平成25年9月27日付け、四運自公第7号)に規定する街頭監査において、交替運転者の配置、運行経路の変更、運行の中止等必要な是正措置を講ずることを指導したに

もかかわらず、是正措置が講じられず、当該運転者が安全な運行を継続することができないおそれがあると認められた場合。

- (イ) 「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成28年11月29日、四運自公第23号。以下「貸切の監査方針」という。）に規定する街頭監査において、輸送の安全確保に関する法令違反事実を確認し、必要な是正措置を講ずることを指導したにもかかわらず、是正措置が講じられたことを確認することができない場合。
- (11) 貸切の監査方針2. (4)①に規定する指摘事項確認監査において、輸送の安全確保に関する是正措置が講じられていないことを確認した場合。ただし、自助努力では実施不可能な厳にやむを得ない事情があって、是正措置が講じられていない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる見落としであることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であっても、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。
- (12) 貸切の監査方針に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反であって次のいずれかに該当するものを確認した場合。
- (ア) 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合。
- (イ) 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。
- (ウ) 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合。
- (エ) 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合であって、営業所に配置している全ての事業用自動車について同法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合。
- (13) 次のいずれかに該当する場合。
- (ア) 貸切の処分基準1. (10)に基づく出頭要請を拒否した場合。
- (イ) 貸切の監査方針5. (5)①に基づく出頭要請を拒否した場合。

2. 法第27条第4項の「旅客の利便が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

- (1) 乗合の処分基準、貸切の処分基準及び乗用の処分基準（以下「行政処分等の基準」という。）による事業者単位での違反点数の累計が20点超である事業者（当該違反点数の中に旅客の利便確保に関する違反（法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第2条第2項及び第3項、第3条から第12条まで、第15条第3号、第16条から第19条の2まで、第29条、第37条第3項及び第4項まで、第39条及び第40条まで、第42条第1項、同条第2項（第52条第15号及び第53条第5号から第7号までに係るものに限る。）並びに第44条の規定に係る違反をいう。以下同じ。）によるものを含まない場合を除く。）であって、乗合の処分基準1. (10)、貸切の処分基準1. (10)及び乗用の処分基準1. (11)に基づく地方運輸局等からの出頭要請を拒否し、又は事業の改善状況の報告を行わない者が、出頭要請から1年以内に再度法第40条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上

の旅客の利便確保に関する違反を行った場合。

- (2) 旅客の利便確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合。
- (3) タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第6項の特定指定地域内に営業所を有する個人タクシー事業者が業務上の行為により運輸規則上の旅客の利便確保に関する違反で文書警告以上の行政処分等を行った場合。
- (4) 1. (8)又は(9)に該当する場合。

3. 輸送の安全確保命令は、1. (1)～(9)の場合における輸送の安全確保に関する違反に対し、行政処分等の基準に基づき行政処分を実施する場合は、当該行政処分に併せて行い、また、1. (10)の場合は、その場で行うものとする。さらに、1. (11)及び(12)の場合は違反が確認されたときに、また1. (13)の場合は当該事実が確認されたときに、速やかに行うものとする。なお、1. (10)～(12)の場合については、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。

4. 旅客の利便確保命令は、2. (1)～(4)の場合における旅客の利便確保に関する違反に対する行政処分等の基準に基づく処分の実施に併せて行うものとする。

5. 輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令の実施方法は、3. 及び4. に定めるものほか、以下のとおりとする。ただし、1. (10)による場合は(1)中、事業者を地方運輸局等に呼び出す措置は適用しない。

- (1) 事業者を地方運輸局等に呼び出し、違反の内容に応じて施設又は運転者の指導監督若しくは運行の管理の方法の改善その他違反の内容の是正のために必要な措置を示して行うものとし、その実施状況について、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第66条第1項第5号の規定により、命令の日から一般貸切旅客自動車運送事業者については30日以内に、また、一般貸切旅客自動車運送事業者以外の旅客自動車運送事業者については3月（必要に応じ、これより短い期間を定めることができる。）以内に届出を行うよう措置するものとする。

当該届出が当該期間までに行われない場合には、命令違反として取り扱うものとする。

- (2) 1. (8)若しくは(9)又は2. (4)に係る輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令を行う場合には、(1)に定める届出のほか、毎月一回の定期報告を別表に定める期間行うこととする。
- (3) 1. (7)及び2. (3)の場合は、(1)にかかわらず、期限を定めて適正化実施機関が行う講習を受けるべき旨の命令を発動するものとし、当該期限までに講習を受けない場合には、命令違反として取り扱うものとする。
- (4) 輸送の安全確保命令と旅客の利便確保命令の両方をほぼ同時に発動することとなった場合及び1. (8)若しくは(9)又は2. (4)の場合は、一つの命令として取り扱うものとする。

6. 輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令は、街頭監査を実施する地方運輸局又は運

輸支局等の管轄区域外に営業所を有する事業者に対しても発動することができる。

附 則

この基準は、令和8年1月5日から施行する。

5. (2)に定める定期報告を行う期間について

命令発動理由事項	定期報告を行う期間
1. 乗合の処分基準3. (4)ただし書き及び貸切の処分基準3. (4)ただし書きによる処分を行う場合。 2. 乗合の処分基準3. (6)ただし書きに該当する場合。 3. 乗用の処分基準3. (5)ただし書きによる処分を行う場合	命令の日から3ヶ月間
1. 乗合の処分基準4. (4)及び貸切の処分基準4. (4)により、自動車等の使用停止処分を行う場合。 2. 乗用の処分基準4. (4)により、自動車等の使用停止処分を行う場合。 3. 乗用の処分基準5. (3)により、自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行う場合。	命令の日から6ヶ月間
1. 乗合の処分基準5. (1)ただし書き及び貸切の処分基準5. (1)ただし書きにより自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行う場合。 2. 乗用の処分基準6. (1)ただし書きにより自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行う場合	命令の日から1年間